

# 重要事項説明書

居宅療養管理指導重要事項説明書



セイメイ内科

居宅療養管理指導重要事項説明書

< 令和 7年 3月 1日現在 >

1 居宅療養管理指導事業者 概要

名称	セイメイ内科
代表者名	院長 韋 晴明
所在地・連絡先	(住所) 〒164-0011 東京都中野区中央 1-25-5 MK マンション 106 (電話) :03-5389-2972 (FAX) :03-5389-2973

2 事業所の概要 事業所名所及び事業所番号

事業所名	セイメイ内科
所在地・連絡先	(住所) 〒164-0011 東京都中野区中央 1 - 25 - 5 MK マンション 106 (電話) :03-5389-2972 (FAX) :03-5389-2973
事業所番号	1428802
管理者の氏名	院長 韋 晴明

事業の目的と運営方針

事業の目的

介護保険法令及び契約に従い、利用者に対して利用者が可能な限りその自宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るように、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るための援助を提供する。

運営方針

- ①利用者様の心身の特徴をふまえて、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように援助を提供する。
- ②事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 事業所の職員体制

従業員の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数 (人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者(医師)	1	1		1	総合診療管理
医師	4	3	1	2.3	医科診療
看護師	1	1	0	1	看護業務
管理栄養士	0	0	0	0	栄養指導

### 事業の実地地域

中野区・杉並区・新宿区・渋谷区

診療日	診療時間
月～金	9:00 ～ 18:00
備考	時間外緊急対応有。天災・交通機関等に有事があった際、また訪問担当者のやむを得ない事由等で訪問出来ない場合がございます。
営業しない日	土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日(緊急対応時除く)

## 3 サービス内容と費用

### (1) サービスの内容説明

居宅療養管理指導の種類	内容
1 医師が行う居宅療養管理指導	<p>担当の医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業所に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。</p> <p>また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。</p> <p>※事業者への情報提供については、個人情報ですので、利用者の同意を得て行います。</p>

## (2) 費用

利用料 介護保険の適用がある場合は、原則として下記料金表が利用者の負担額となります。

居宅療養管理指導の種類	利用料金 (利用者負担金額)
1 医師が行う居宅療養管理指導	【1 割負担の方】
	月に2回を限度として(1回あたり) 514円
	※在宅時医学総合管理料を算定している場合は、
	① 単一建物居住者が1人 298円
	② 単一建物居住者が2～9人 286円
	単一建物居住者が10人以上 259円
	【2 割負担の方】
	月に2回を限度として(1回あたり) 1,028円
	※在宅時医学総合管理料を算定している場合は、
① 単一建物居住者が1人 596円	
② 単一建物居住者が2～9人 572円	
単一建物居住者が10人以上 518円	
【3 割負担の方】	
月に2回を限度として(1回あたり) 1,542円	
※在宅時医学総合管理料を算定している場合は、	
① 単一建物居住者が1人 894円	
② 単一建物居住者が2～9人 858円	
単一建物居住者が10人以上 777円	

※前項料金表については、令和6年6月1日現在、厚生労働省より告示されたものです。これ以降に厚生労働省より改定告示があった際は、その告示内容にて設定されます。なお、改訂された料金につきましては、文書によりご案内するものとします。

### 4 利用料等のお支払方法 月末締め、指定口座より毎月20日引き落としとなります

※代行会社を通すため、引き落としまでに2か月ほどかかります。

※入金確認後、領収書を発行いたします。

### その他

事項	内容
サービスの記録と事後評価	サービス提供の効果等を評価し、その結果を口頭により指導または助言を行い、その要点を診療記録いたします。

## 5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	名称	セイメイ内科
	ご利用時間	9:00 ~ 18:00
	ご利用方法	(電話) : 03-5389-2972 (FAX) : 03-5389-2973

※上記の他、

中野区役所 (電話) 03-3389-1111

新宿区役所 (電話) 03-3209-1111

杉並区役所 (電話) 03-3312-2111

渋谷区役所 (電話) 03-3463-1211

東京都国民健康保険団体連合会 (電話) 03-6238-0177

にも苦情申立窓口があります。

## 6 患者様へのお願い：サービス利用の際には介護保険被保険者証の提供

当事業所者は、サービス内容説明及び重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明を行っております。